様式第12号（第19条第2項関係）

第　　　号

年　月　日

（訂正請求者）様

粕屋町議会議長　　　　　　　　　印

**訂正をしない旨の決定通知書**

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年粕屋町条例第19号）第34条第2項の規定により、訂正をしないことを決定したので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |
| 担当 | 粕屋町議会局  電話番号（　　　　）　　　　―　　　　　　　　内線（　　　　　　） |
| 備考 |  |

(教示)

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として（代表者は粕屋町議会議長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。